

令和 4 年 1 0 月 3 1 日 開 会

⑦

令和 4 年 第 4 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 3 綴)

茨 城 県

土地利用審査会委員の任命について

土地利用審査会委員（定数5）が、令和4年11月30日付をもって任期満了となるので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。



竹 本 有 子

昭和54年9月9日生

| | | | |
|----------|----------------|--------------------|--|
| 現住所 | 千葉県流山市 | | |
| 学 歴 | 平成19年 3月 | 京都大学大学院工学研究科博士課程修了 | |
| 職 歴 | 平成19年 4月 | 国立環境研究所任期付研究員 | |
| | 平成22年 7月 | 千葉県流山市環境審議会委員 | |
| | 平成23年 8月 | 茨城県環境影響評価審査会委員 | |
| | 平成24年 4月 | 国立環境研究所主任研究員 | |
| | 平成26年11月 | 茨城県総合計画審議会委員 | |
| | 平成28年12月 | 茨城県土地利用審査会委員（2期） | |
| | 令和 2年 2月 | 茨城県国土利用計画審議会委員 | |
| | 令和 2年 2月 | 茨城県都市計画審議会委員 | |
| 令和 3年11月 | 茨城県地方港湾審議会委員 | | |
| 令和 4年 1月 | 千葉県我孫子市環境審議会委員 | | |

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第39条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べるなどを行う機関として設置されるもので、5人の委員をもって組織される。

候補者は、国立環境研究所主任研究員を務めており、環境システム等の分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。また、茨城県環境影響評価審査会委員や茨城県総合計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

谷 口 守

昭和36年2月17日生



| | |
|-----|--------------------------------------|
| 現住所 | 茨城県つくば市 |
| 学歴 | 昭和61年3月 京都大学大学院工学研究科修士課程修了 |
| 職歴 | 平成元年4月 京都大学工学部助手 |
| | 平成4年4月 筑波大学社会工学系講師 |
| | 平成10年4月 岡山大学環境理工学部助教授 |
| | 平成14年4月 岡山大学環境理工学部教授 |
| | 平成21年4月 筑波大学システム情報系社会工学域教授 |
| | 平成22年11月 国土交通省交通政策審議会専門委員・臨時委員 |
| | 平成24年11月 和歌山県都市計画審議会委員 |
| | 平成26年2月 茨城県都市計画審議会委員 |
| | 平成28年12月 茨城県土地利用審査会委員（2期） |
| | 平成29年2月 茨城県国土利用計画審議会委員 |
| | 平成30年7月 石岡市都市計画審議会委員 |
| | 令和2年8月 茨城県大規模小売店舗立地審議会委員 |
| | 令和3年2月 国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会委員 |
| | 令和3年4月 境町都市計画審議会委員 |

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第39条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5人の委員をもって組織される。

候補者は、筑波大学システム情報系社会工学域教授を務めており、都市計画、地域計画、交通計画等の分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。また、茨城県都市計画審議会委員や茨城県国土利用計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

藍 原 伸 夫

昭和 3 6 年 1 月 1 5 日 生



| | | | |
|-----|----------|-----|------------------------------|
| 現住所 | 茨城県水戸市 | | |
| 学 歴 | 昭和 5 9 年 | 3 月 | 東京農工大学農学部卒業 |
| 職 歴 | 昭和 5 9 年 | 4 月 | 茨城県蚕業試験場 |
| | 平成 2 3 年 | 4 月 | 農林水産部産地振興課技佐 |
| | 平成 2 4 年 | 4 月 | 農林水産部農業経営課技術普及室長 |
| | 平成 2 5 年 | 4 月 | 農林水産部農業経営課技術・担い手支援室長 |
| | 平成 2 7 年 | 4 月 | 農林水産部産地振興課エコ農業推進室長 |
| | 平成 2 8 年 | 4 月 | 茨城県農業総合センター副センター長兼 企画情報部長 |
| | 平成 3 0 年 | 4 月 | 農林水産部農業技術課長 |
| | 平成 3 1 年 | 4 月 | 農林水産部技監兼農業政策課長 |
| | 令和 2 年 | 4 月 | 農林水産部理事兼次長 |
| | 令和 3 年 | 3 月 | 茨城県退職 |
| | 令和 3 年 | 5 月 | 公益社団法人茨城県農林振興公社理事長 |

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和 5 9 年の茨城県入庁以来、農林水産部技監兼農業政策課長や農林水産部理事兼次長などを歴任し、農林水産行政をはじめ県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。また、現在は、茨城県農林振興公社理事長として、農林業の基盤整備等に取り組んでいる。

土地利用審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

大 月 一 代

昭和43年1月1日生



| | | | |
|-----|----------|------------------|--|
| 現住所 | 茨城県日立市 | | |
| 学 歴 | 平成 3年 3月 | 茨城大学人文学部卒業 | |
| 職 歴 | 平成 3年 4月 | 財団法人日本不動産研究所鑑定役 | |
| | 平成 9年 4月 | 大月不動産鑑定代表 | |
| | 平成17年 4月 | 関東信越国税局土地評価審議会委員 | |
| | 令和 4年 4月 | 水戸家庭裁判所家事調停委員 | |

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第39条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5人の委員をもって組織される。

候補者は、不動産鑑定士として多くの土地の鑑定評価に携わるとともに、国税局土地評価審議会委員や家庭裁判所家事調停委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

土地利用審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

田 中 美 和

昭和 5 1 年 1 2 月 2 5 日 生



| | |
|-----|-------------------------------|
| 現住所 | 茨城県水戸市 |
| 学 歴 | 平成 2 2 年 3 月 慶應義塾大学大学院法務研究科卒業 |
| 職 歴 | 平成 2 5 年 1 2 月 弁護士登録 |
| | 令和 元年 9 月 茨城県景観審議会委員 |
| | 令和 4 年 2 月 茨城県都市計画審議会委員 |

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として国土利用計画法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県景観審議会委員や茨城県都市計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

土地利用審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。